

(外交防衛委員会)

国際民間航空条約第五十条 a) の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署
()

名された議定書の締結について承認を求める件 (閣条第三号) (先議) 要旨

国際民間航空機関は、一九四四年 (昭和十九年) に作成された国際民間航空条約に基づき、国際民間航空の安全なかつ整然たる発展を確保することを目的として設立された。同機関は、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において活発な活動を行っている。同機関の加盟国数の増加に伴って、一九九〇年 (平成二年) 十月にモントリオールで開催された第二十八回総会において、理事会が加盟国全体を公平かつ適切に反映することを確保するため、この議定書が作成された。

この議定書は、国際民間航空条約第五十条 a) に定める理事会の構成員の数を三十三から三十六に増加することを定めるものである。